区分		基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	形状	
３Ａ	縦型	$E_3=1.96V_3+186n_F+295d_F+788$
３Ｂ	横型	$E_3=4.12V_3+157n_F+157d_F+349$
４Ａ	チェストフリーザー	$E_3=1.16V_3+211$
４Ｂ	冷凍ストッカー	$E_3=1.39V_3+359$

備考１　「縦型」とは、日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｂ8630（2009）で規定する外形寸法に基づく高さ（以下「外形高さ寸法」という。）（単位　ミリメートル）が1,000ミリメートル超の機器であって前開き形のものをいう。以下同じ。

備考２　「横型」とは、外形高さ寸法が1,000ミリメートル以下の機器であって前開き形のものをいう。以下同じ。

備考３　「チェストフリーザー」とは、上開き形であって、上方に引き上げる形状の扉をもつものとする。

備考４　「冷凍ストッカー」とは、上開き形であって、左右にスライドする形状の扉をもつものとする。

備考５　E_3は基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）の数値を表すものとする。

備考６　V_3は調整内容積（単位　リットル）であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。

ｄはＪＩＳ　Ｂ8630（2009）に規定する外形寸法に基づく奥行き（以下「外形奥行き寸法」という。）（単位　ミリメートル）をいう。

V_Fは定格内容積（単位　リットル）をいう。

区分名	調整内容積
３Ａ	$V_3=800/d\times V_F$
３Ｂ	$V_3=600/d\times V_F$
４Ａ	$V_3=V_F$
４Ｂ	$V_3=V_F$

ただし、上記の算定式の結果、調整内容積が区分名「３Ａ」であって500以下の場合は500、区分名「３Ｂ」であって75以下の場合は75、区分名「４Ａ」であって250以下の場合は250、区分名「４Ｂ」であって50以下の場合は50の数値を用いるものとする。

備考７　n_Fは観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。

備考８　d_Fは多扉（次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄の標準扉枚数を超えるものをいう。）のものにあっては$d_F=1$とし、その他のものにあっては$d_F=0$とする。

種類		標準扉枚数
形状	外形幅寸法	
縦型	825ミリメートル以下	2
	825ミリメートル超1,650ミリメートル以下	4
	1,650ミリメートル超	6
横型	1,050ミリメートル以下	1
	1,050ミリメートル超1,650ミリメートル以下	2
	1,650ミリメートル超	3

※外形幅寸法とは、ＪＩＳ　Ｂ8630（2009）で規定する外形寸法に基づく幅（単位　ミリメートル）をいう。

２　表示事項等

２－１　表示事項

２－１－１　家庭用冷凍庫のエネルギー消費効率に関し、家庭用冷凍庫製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名及び形名

ロ　定格内容積

ハ　エネルギー消費効率

ニ　外形寸法

ホ　家庭用冷凍庫製造事業者等の氏名又は名称

２－１－２　業務用冷凍庫のエネルギー消費効率に関し、業務用冷凍庫製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名及び形名

ロ　区分名

ハ　定格内容積

ニ　外形奥行き寸法

ホ　観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数

ヘ　多扉のものにあってはその旨

ト　エネルギー消費効率

チ　業務用冷凍庫製造事業者等の氏名又は名称

２－２　遵守事項

２－２－１　家庭用冷凍庫の遵守事項

⑴　定格内容積は、ＪＩＳ　Ｃ9801（2006）に規定する定格内容積をリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値の±３％又は±１リットルのいずれか大きい方とする。

なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する家庭用冷凍庫にあっては、当該冷凍室の定格内容積を前段の規定による定格内容積の表示の次にリットル単位で冷蔵用に切換えが可能である旨を付して括弧書きで付記すること。

⑵　２－１－１のハに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。

⑶　２－１－１に掲げる表示事項の表示は、家庭用冷凍庫ごとに、家庭用冷凍庫の本体の見えやすい箇所に容易に消えない方法で記載し、又は本体の見やすい箇所に容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。